

# 筑前町人権施策実施計画書

令和3年4月

筑前町

## はじめに

筑前町では、あらゆる人権問題の解消に向けた教育・啓発を積極的に推進してきました。その結果、人権は大切な権利であるとの理解や認識が深まりつつあります。

しかし依然として、同和問題、女性、子ども、高齢者、障がい者などに対する差別や偏見が存在しています。また、国際化、高度情報化などを背景として、新たな人権問題や人権侵害事象も発生しています。

このような中、平成12年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行されました。平成14年、国は、同法に基づく「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、翌平成15年、県は「福岡県人権教育・啓発基本指針」を策定しました。

このような動向を受け、本町では、町民一人ひとりが互いの人権を尊重し、共に生きる社会を実現するために、国・県の人権に関する指針や計画にそって、平成21年2月、「筑前町人権教育・啓発基本指針」（以下「基本指針」という。）を策定し、本町が取り組むべき人権教育・啓発の基本的方向を明らかにしました。

この基本指針に基づき、「筑前町人権施策実施計画」（以下「実施計画」という。）を策定し、人権尊重のまちづくりを推進するための具体的な取り組みを進めていきます。

この実施計画では、人権問題全般を扱う事業を集めた「人権全般に関する問題」と、基本指針において示した「同和問題」「女性の問題」「子どもの問題」「高齢者の問題」「障がい者の問題」「外国人の問題」「AIDS（エイズ）・HIV感染者・ハンセン病患者などの問題」「その他の人権問題」の8つの項目を合わせ全部で9項目の構成となっています。毎年、点検・確認を実施し、見直しを行いながら、より効果的な人権施策を推進していきます。

## 目 次

1	人権全般に関する問題	・・・・・・・・・・	1 ページ
2	同和問題	・・・・・・・・・・	4 ページ
3	女性の問題	・・・・・・・・・・	7 ページ
4	子どもの問題	・・・・・・・・・・	11 ページ
5	高齢者の問題	・・・・・・・・・・	19 ページ
6	障がい者の問題	・・・・・・・・・・	24 ページ
7	外国人の問題	・・・・・・・・・・	29 ページ
8	AIDS（エイズ）・HIV感染者・ハンセン病患者などの問題	・・・・・・・・・・	31 ページ
9	その他の人権問題	・・・・・・・・・・	32 ページ
10	資料（体系）	・・・・・・・・・・	34 ページ

1 人権全般に関する問題

【施策の方向性】

社会の様々な場面において偏見や差別が存在しており、人権意識の高揚は、豊かな住民生活を実現するための重要な課題です。こうした状況の中、本町の人権に関する施策を総合的かつ効果的に推進していくために、それぞれの人権問題に共通する人権尊重意識の高揚を図るための施策を積極的に推進します。

《課題目標を達成するため実施する事業》

事務事業名	事業概要	所管	令和2年度 実績・評価（課題）	方針	令和3年度の取り組み
人権施策推進本部の設置	「人権施策推進本部」を設置し、全庁的に人権施策に取り組む。	人権・同和对策室	担当委会にて実施計画（案）を作成し、人権施策推進審議会の意見を聴取した。5月に本部会議において承認・決定を経て全職員に計画を周知した。また、計画の基礎となる筑前町人権教育・啓発基本指針の改定に向け、担当委会で素案を提案し、各課室局に対し確認と意見の提出を求めた。	継続	実施計画については毎年度検証・見直しを行う。基本指針改定にあたっては、各課意見を整理し改定案を作成する。
人権・同和教育推進協議会	差別の本質を認識し、未来を保障する教育を確立するための運動を広げ、深めていく。	人権・同和对策室	新型コロナウイルス感染症感染防止のため、部会総会や委員総会は書面で開催した。	継続	部会内部及び部会間の連携を強化する必要がある。相互の協力体制により人権教育や啓発活動等に取り組む。
広報紙による啓発	筑前町人権・同和教育推進協議会による「心のぬくもりを」をシリーズ化し啓発に努める。	総務課 人権・同和对策室	各関係機関で構成する人権・同和问题啓発研究会を開催し、様々な人権啓発に関する記事を毎月広報紙に掲載した。	継続	引き続き広報紙掲載を行う。広く町民に対して様々な人権問題についての啓発を行い、町内の人権意識向上を図る。
町長へのたより	「町長へのたより」による様々な意見などを町政へ反映するように努める。	総務課	人権に関する「町長へのたより」は無かった。	継続	町長へのたよりは、広く意見を求めている。人権に関する意見や要望を町政へ反映するように努める。
人権教育に取り組む指導者の育成	子ども達に人権尊重の精神を育む指導者として接している保育士、教職員の資質の向上を図る。	美和みどり保育所	福岡県人権・同和教育研究協議会や町主催の研修会開催時には参加をした。また、毎月の職員会議の中でも人権カリキュラムを確認し、共通認識が持てるようにした。	継続	福岡県人権・同和教育研究協議会や町主催の研修会などに積極的に参加し、保育所内でも計画的に人権活動を実施する。
		教育課	教職員自身が人権尊重の理念を十分認識し、具体的な態度や行動に現れるよう、人権教育に係る研修を位置づけると共に、学校の実態に応じた推進プランを作成し、内容を改善・充実するよう指導した。	継続	研修等に取り組み、職員の資質向上を図り、人権尊重の視点に立った学校づくりを推進する。
町職員などの研修の実施	職員研修を実施し、人権問題に対する理解を深める。	総務課	庁内においては行政職員人権・同和问题研修推進会議において年間計画を作成し、階層別研修（管理職・一般職合同、入庁3年目職員、新規採用職員、会計年度任用職員）を実施した。コロナ禍ではあったが会場を工夫し研修を開催した。	継続	積極的な参加を呼びかけ、参加率の向上に努める。
人権セミナー	様々な人権問題をテーマとした学習の機会を提供する。	人権・同和对策室	企業や団体・個人などへの周知方法の改善が課題である。また、幅広い学習機会の提供と特定職業従事者等の人権学習の深化を共に進める必要がある。	継続	人権学習が根付くサポートや企画運営を行う。また、特定職業従事者を対象とした講座を企画する。

事務事業名	事業概要	所管	令和2年度実績・評価（課題）	方針	令和3年度の取り組み
出前講座	メニューに人権に関する内容を掲げ、人権教育・人権啓発の推進を図る。	生涯学習課	人権に関する講座メニューを掲載し、出前講座をPRした。	継続	講座メニューを充実させ継続して掲載する。
人権週間講演会の実施・街頭啓発	幅広い層の住民が、人権問題について考える機会として開催し、様々な人権問題について街頭啓発を実施する。	人権・同和对策室	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、講演会や街頭啓発は実施していない。講演会の代替案として、映画上映会を開催し、100名程度の参加があった。	継続	人権問題の啓発のため、広く町民が参加できるようなテーマ・講師の選定について研究し、実施していく。街頭啓発に関しては、実施方法の改善を検討する。
地域コミュニティの推進	希薄となった地域コミュニティを再構築し、安心して暮らせる地域体制を作る。	企画課	町の南部5行政区を対象に、事業を継続して実施した。新型コロナウイルス感染症の影響により多くの講座や催しが中止となった。その様な中でも、地域住民自ら課題を議論し、「人と人とのつながり」や「地域のつながり」について意識した取組ができた。	継続	南部5行政区の事業を支援し、検証結果をコミュニティ推進に反映させる。
資料収集・提供	住民の意識改革、向上への一環としての資料提供を行い、町民一人ひとりが生き生きとした生涯を送るための場を提供する。	人権・同和对策室	同和問題のパネル展や人権啓発デザイン画展示を行い、町民の人権意識向上を図った。また、ホームページにヒューマンライツのページを設け、ハンセン病に関する内容等の啓発を行った。	継続	今後は、あらゆる媒体を活用し、啓発を行う。
人権問題啓発冊子の発行	朝倉地区1市1町1村で人権啓発冊子を発行する。	人権・同和对策室	12月に人権カレンダー「ひらけ未来に」を作成し、全世帯と町内小・中学校全学級に配布した。視覚障がい者も読み取れるよう、音声ガイド機能「uni-voice」を全ページに添付した。	継続	朝倉地区人権啓発情報センターと連携して、新たな人権課題やテーマを盛り込む。分かりやすい内容にし、作成する。
人権擁護委員との連携	人権擁護委員と連携し、人権啓発、相談事業などを実施する。	人権・同和对策室	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、「人権の花運動」や街頭・企業啓発については中止した。法務局や人権擁護委員連合会が開催する相談窓口や連絡先を広報や防災無線で周知した。	継続	様々な啓発活動に関して、人権擁護委員と連携して取り組む。
民生委員・児童委員との連携	民生委員・児童委員との連携を図り、地域に根ざした福祉活動を展開し、あたたかな地域社会づくりを目指す。	福祉課	新型コロナウイルス感染拡大対策に伴う緊急事態宣言により、民生委員児童委員協議会定例会での研修会は、毎月実施できなかった。個別の相談等については、民生委員・児童委員と連携を図り、必要に応じて関係機関へ繋いだ。	継続	民生委員児童委員協議会の定例会において、できるだけ委員の希望にそった研修内容を取り入れ、継続して支援していく。
朝倉地区人権啓発情報センターとの連携	筑前町、東峰村、朝倉市の3市町村が差別のないまちづくりの拠点として設立した朝倉地区人権啓発情報センターと連携し、啓発、相談、研修などを実施する。	人権・同和对策室	専任職員1名が勤務し、行政職員研修や戦後75周年の平和に関するパネル展について、連携して実施した。ヒューマンライツシアターは新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。	継続	事業内容を検証し、更に効果が見込まれる事業に変更したり関わる人員を見直したりするなど効率化を図りながら効果を高めるよう工夫する。
各種団体などの研修の実施	町同推協各部会を構成する団体などの研修を実施する。	人権・同和对策室 関係課	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した研修もあるが、主管課計画をもとに、状況をみながら、時間短縮や内容変更、会場を工夫するなどして実施した。	継続	広く町民と接する業務を行う団体を対象に、様々な人権問題に対する理解が深まるような研修内容を実施する。

事務事業名	事業概要	所管	令和2年度実績・評価（課題）	方針	令和3年度の取り組み
企業啓発	7月の県同和問題啓発強調月間をはじめ、町内企業を回り、啓発を行う。	人権・同和対策室	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施できなかったが、現状や課題を協議し、実施方法、対象などの見直しを行った。	継続	企業との連携を強化するため、年間を通して、企業訪問を行う。
朝倉地区人権・同和教育推進連絡協議会	朝倉地区の市町村の連携により、同和問題を始めとする人権問題の解決を目指して、解放子ども会指導員の設置、研究大会の開催、啓発冊子の発行などを行う。	人権・同和対策室	学校教育部会、社会教育部会、行政部会からそれぞれが構成員として参加し、3市町村連携事業や委員研修の実施により朝倉地区広域的な取り組みを行った。人権教育・啓発基本指針の改定素案の作成や他市町村の取り組みを学ぶための視察研修を実施した。解放子ども会指導員1名を本町に配置した。	継続	朝倉同推連構成市町村間の連携を深め、かつ朝倉地区人権啓発情報センターと協力して取り組む。効果的な啓発方法等の検討を連携して行う。

## 2 同和問題

## 【施策の方向性】

部落差別は、差別を温存、助長する因習などをなくし、すべての人の基本的人権を擁護する取り組みとともに、同和地区内外住民の交流、コミュニケーションを図る継続的な取り組みを通じ、相互理解を促進し、地域住民が協力して自らのまちづくりを進めていくための協働関係を構築し、同和地区とその周辺地域が一体となったコミュニティの形成を図ることにより解消しうるものと考えます。

今後の推進にあたっては、これまで培われてきた同和教育・啓発の成果と反省を踏まえつつ、引き続き諸政策の総合的かつ計画的な推進を図り、保育所（園）、幼稚園、学校、家庭、地域、企業、行政などが連携し、効果的に事業・研修会などを行うとともに、これらの取り組みを通して同和問題に対する確かな人権意識を培い、自主的に取り組むことができるよう、教育・啓発を積極的に推進します。

課題目標	① 啓発の推進 (ア) 町民に対する啓発活動の充実 (イ) 企業に対する啓発活動の充実 (ウ) えせ同和行為の排除 ② 教育の推進 (ア) 学校教育における人権・同和教育の推進 (イ) 社会教育における人権・同和教育の推進
------	---

## 《課題目標を達成するため実施する事業》

	事務事業名	事業概要	所管	令和2年度 実績・評価（課題）	方針	令和3年度の取り組み
① 啓発の推進	受付業務一般事務	部落差別につながる身元調査、土地調査を断る。	全課	7月の同和問題啓発強調月間に「身元調査お断り」バッジを着用し、全職員一丸となって同和問題啓発に取り組んだ。	継続	身元調査お断りバッジ着用等の啓発活動を行い、部落差別に対する正しい認識の確認と同和問題啓発に努める。
	各種証明書などの交付業務	第三者による不正取得に関する対応を、県・法務局・事務連絡協議会などと協議しながら進めていく。	住民課	各種証明書の交付マニュアルなどを活用しながら申請者の本人確認を行い交付業務を行った。住民票の写し等の第三者交付に係る「通知制度」では、町のホームページに制度の目的や登録方法などを掲載して周知を行っているが、新規の登録者数・19人、現在の登録者数・81人で登録者が少ないのが現状である。そのため、町の広報誌7月号にも制度の目的等を掲載し、事前登録と制度周知を行った。第三者等への交付に係る登録者への通知人数については、0人であった。また、今年度末で登録期間が満了する21人に「期間満了と更新手続き」の通知を行った。	継続	法務局・県と連携し、不正取得防止に努めると共に町のホームページ等で本人通知制度の周知登録を進める。
	隣保館運営事業	地域住民の生活上の相談、人権に関わる相談に応じ適切な助言指導を行い、社会福祉及び保健衛生に関する事業などを積極的かつ総合的に行う。	隣保館	就職相談や家庭内相談など各種相談に適切な助言指導を行い、必要に応じて各種機関へつないだ。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、年間を通じての学級、講座などが中止となった。解放文化祭では、新型コロナウイルス感染防止対策を講じたうえで展示のみ実施し各団体、組織からの協力を得ながら多くの参加を得ることができた。また、月2回程度隣保館周辺及び広域の地域を職員2名で巡回し、住民に声掛けを行うなど見守りを行った。	継続	相談事業、解放文化祭、学級・講座は全10種、隣保館講演会は年2回で計画している。地域巡回を月2回実施する。

事務事業名	事業概要	所管	令和2年度実績・評価（課題）	方針	令和3年度の取り組み	
①啓発の推進	広域隣保活動事業	隣保館	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ほぼ実施することができなかった。	継続	各支部集会所等で、5講座を計画している。	
	部落差別解消のための取り組み	人権・同和对策室	広報紙を活用し、啓発を行った。	継続	あらゆる機会を通じて、法の周知や、隣保館相談事業の活用を啓発していく。	
	地域交流促進事業	隣保館	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一部の講座のみ実施したが、全体的には中止とした。	継続	新たな講座を含め13講座を実施する計画で、特に人権連続講座は地区内外交流促進のため、全町民を対象に呼びかけていく。	
	街頭啓発の実施、講演会の開催	人権・同和对策室	街頭啓発、講演会に関しては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止した。	継続	講演会については、啓発効果を高められるような講師の選定や講演方法を研究していく。街頭啓発に関しては、実施方法を改善・検討する。	
	各種団体などの研修の実施（2ページ再掲）	人権・同和对策室 関係課	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した研修もあるが、主管課計画をもとに、状況をみながら、時間短縮や内容変更、会場を工夫するなどして実施した。	継続	広く町民と接する業務を行う団体を対象に、様々な人権問題に対する理解が深まるような研修内容を実施する。	
	企業啓発（3ページ再掲）	人権・同和对策室	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施できなかったが、現状や課題を協議し、実施方法、対象などの見直しを行った。	継続	企業との連携を強化するため、年間を通して、企業訪問を行う。	
②教育の推進	人権・同和教育推進協議会学校教育部会研究助成	町人権・同和教育推進協議会学校教育部会が取り組む、人権・同和教育推進に必要な研究や実践活動などを助成する。	教育課	人権・同和教育推進のための助成を行い、三輪小学校、夜須中学校での公開授業や各種研究を予定していたが、新型コロナ感染症対策のため、公開事業は中止、各種研修会等は規模を縮小して実施された。	継続	学校教育部会において、計画的・継続的な研究を行い、公開授業等を行う。

事務事業名		事業概要	所管	令和2年度 実績・評価（課題）	方針	令和3年度の取り組み
② 教育の 推進	同和教育の推進	学校教育における全教科・全領域の中で、人権尊重の精神を育む教育を推進すると共に、社会教育のあらゆる機会に基本的人権を基調とする人権学習を取り入れ、人権尊重の自覚を高め、「差別のない明るい町づくり」を推進する。	教育課	教育活動全体を通じて、人権教育が尊重される授業づくりの工夫を進めるよう指導した。	継続	継続して人権尊重の精神を育む教育を推進する。
			生涯学習課 人権・同和对策室	出前講座、広報紙、人権啓発冊子「ひらけ未来に」等を通して、教育・啓発を行った。	継続	住民の理解を深められるよう、様々な機会を通して引き続き、分かりやすい教育啓発を行う。
	解放子ども会	部落差別の現実の中にいる子ども達一人ひとりの生活を確立するため、進学や生活体験を保障し、更に部落差別に対する科学的認識を身につけ、部落解放に向けて差別と闘う子ども達を育てることを目的に、補充学習と解放学習に取り組む。	人権・同和对策室	年間を通して、補充学習、解放学習、社会見学、中三生強化学習会などを実施した。	継続	引き続き、子どもたちの部落差別をはじめとするあらゆる人権課題に関する学習、学力向上などに取り組む。各解放子ども会の交流や連携を推進する。今後の子ども会活動についても検討していく。



### 3 女性の問題

#### 【施策の方向性】

女性の人権が尊重される社会実現のために、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的な利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う男女共同参画社会の形成に向けて以下の取り組みを積極的に推進します。

課題目標	<p>① 男女平等意識の形成</p> <p>(ア) 人権尊重の意識を醸成する教育・啓発の推進</p> <p>(イ) 男女平等の意識を育む教育・学習の推進</p> <p>(ウ) 社会的慣習の見直しを図る啓発活動の推進</p> <p>② 女性の人権が尊重される社会づくり</p> <p>(ア) 女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくりの推進</p> <p>(イ) 相談窓口の設置や被害者の支援体制整備</p> <p>(ウ) 生涯を通じた女性の健康支援体制の整備</p> <p>③ 家庭、地域、職場（事業者）における男女共同参画の推進</p> <p>(ア) 男女平等な労働環境の啓発</p> <p>(イ) 男女が共に支えあう子育て・介護の実現</p> <p>(ウ) 農山村における男女共同参画社会づくりの推進</p> <p>④ 男女共同参画を推進する社会システムの構築</p> <p>(ア) 方針決定過程へ女性が参画しやすい環境づくり</p> <p>(イ) 参画拡大のための啓発推進</p>
------	---

#### 《課題目標を達成するため実施する事業》

事務事業名		事業概要	所管	令和2年度 実績・評価（課題）	方針	令和3年度の取り組み
① 男女平等意識の形成	男女共同参画に関する広報・啓発活動	啓発冊子の発行・活用、各種刊行物における性にとらわれない表現の使用の推進、情報の収集、提供を行う。	企画課	広報紙に毎月掲載し、啓発を行った。 ホームページやケーブルテレビを利用し啓発を行った。 成人式、各種団体の研修会において啓発用パンフレット及びチラシを配布した。 全職員が閲覧できる庁内WEBシステムに常時掲載した。	継続	広報紙に毎月掲載し、啓発を行う。 ホームページや新たな啓発方法を活用し情報発信に努める。 セミナー等様々な機会に男女共同参画について、第4次プラン（R3.3策定）についてのパンフレットやチラシを配布する。
	男女共同参画の講座・研修会の開催	男女平等、男女共同参画について継続的に学ぶ講座や研修会などを開催する。 ・男女共同参画講演会 ・男女共同参画セミナー	企画課 男女共同参画センター	新型コロナウイルスの影響により年度初めに男女共同参画センターリブラが閉館、計画していたセミナーや講演会、リブラフェスタが中止となった。また、人数制限、予約制などの新型コロナウイルス感染拡大防止対応を行った。 ①男女共同参画セミナー「災害対応力講座」 1回50人受講 ②男性料理教室 5回 延48人受講 (新型コロナウイルスの影響ため2回中止) ③国際講座 1回 18人受講	継続	講演会・セミナーの内容を検討しながら取り組んでいく。
	地域の中での男女共同参画の推進	男女が個性と能力を発揮して様々な活動に参画していけるように、地域における社会的慣習や慣行を男女共同参画の視点から見直す。	企画課	地域での女性活用を題材にした寸劇を出前講座や講演会などを行うように計画していたが、コロナウイルスの影響により中止となった。	継続	地域の男女共同参画を中心に啓発を行う。

事務事業名	事業概要	所管	令和2年度実績・評価(課題)	方針	令和3年度の取り組み
防犯灯整備事業	夜間照明を整備することにより、防犯、通行安全対策を図る。既存の防犯灯については、各行政区と連携し保守点検を行う。	環境防災課	各行政区と連携のもと、維持管理を行い、防犯上必要性が高いところについては、新設を行った。	継続	防犯灯維持管理への地域の関わりを高める。
女性ホットラインの開設	ホットラインを開設し、相談しやすい環境を整備する。	企画課	「あさくら女性ホットライン」を開設した。毎週月～金曜日 10:00～17:00(祝日、年末年始除く)	継続	専門の女性相談員に、電話で相談できる環境を継続する。
男女共同参画苦情処理委員の設置	男女共同参画苦情処理委員制度の周知に取り組む	企画課	広報紙に制度等を掲載し、周知に努めた。	継続	機会をとらえ、周知に努める。
配偶者からの暴力防止のための、庁内・関係機関との連携	県(配偶者暴力支援センターなど)、警察、他自治体などと情報交換を行い、連携・支援する。	企画課	DV等対策庁内連携会議を開催し、情報交換・共有を行った。女性問題に関する相談を受け、必要に応じて、庁内(こども未来センター、こども課、健康課、都市計画課、住民課など)及び配暴センター等関係機関と連携して支援を行った。	継続	DV等相談支援体制の強化に努める。相談内容を見極めて、連携していく。
災害対応への女性の視点拡充	大規模災害時に備えて、女性の視点に基づいた防災計画全般に反映を図る。	環境防災課	筑前町防災会議では、15名中2名の女性参画を図った。また、防災士資格取得については、女性の積極的な受講を推進した。	継続	地域防災計画の見直しを検討していく。引き続き、女性の防災士資格取得を推進する。
大規模災害時の相談事業	避難所における、女性特有の問題に関する相談を受ける。	企画課	相談はなかった。	継続	関係機関と連携し、相談の充実に努める。
妊婦健康診査	妊婦健診の必要性を啓発し、母体や胎児の健康を確保する。回数・内容については、国・県の動向により検討する。	健康課	妊婦健康診査補助券を14回分発行した。母子手帳交付時に、妊婦健診の大切さを伝えた。	継続	今後も回数・内容について国・県の動向により検討する。
思春期保健対策の支援	性に関する正しい知識と健全な理解を深め、薬物使用や喫煙などの有害性についての基礎知識の普及・啓発に努め、思春期の健全な心と体づくりを支援していく。また、学校教育において自分の体を守るための女性がん検診の必要性・重要性の啓発に努める。学校と協力し、思春期赤ちゃんふれあい体験学習により、命の尊さやお互いを思いやる心を育む。	健康課	毎年三輪中の3年生3クラスを対象に思春期赤ちゃんふれあい体験学習を実施しているが、今年度は新型コロナウイルス感染拡大のため実施を見合わせた。	継続	学校と連携しながら内容・実施方法について検討していく。
		教育課	小・中学校で、学級活動等の中で、薬物乱用防止教育など行った。	継続	継続して、計画的に学校教育の中で取り組んでいく。

事務事業名		事業概要	所管	令和2年度 実績・評価（課題）	方針	令和3年度の取り組み
② 女性の 人権が 尊重さ れる社 会づく り	壮年期の健康対策支援	子宮頸がん・乳がんの早期発見のためにより正しい測定結果となるよう検査手法等を管理し、質の高いがん検診を実施する。また、骨密度検査を実施し、女性に多く長期要介護の原因となる骨粗しょう症予防を行い生き生きとした健康生活の増進を図る。	健康課	集団健診で女性がん検診を17回実施した。そのうち女性医師による診察日を土日に4回実施し、受けやすい体制整備を行った。21歳になる人には子宮頸がん検診、41歳になる人には乳がん検診の無料クーポン券を配布した。また、国立がん研究センターと連携し41歳の乳がん検診未受診者へダイレクトメールを送り受診勧奨を行った。	継続	広報紙やホームページなどで啓発し、受診率のさらなる向上を目指す。また、集団健診で実施する女性がん検診の回数を20回に増やす。
	更年期の健康相談	更年期に起こりやすい症状や対策について、相談・教室などを行い、より生き生きとした健康生活を送れるよう支援する。	健康課	北筑後保健福祉環境事務所にある更年期相談窓口の周知を行った。また、出前講座で「更年期のあなたへ」と題し、女性ホルモンの減少と食事に関する講話を行う予定であったが緊急事態宣言により中止した。	継続	継続して相談窓口の周知に努める。
	こころの相談	妊娠期のマタニティブルーや更年期うつなど、精神的な不安に対応するための臨床心理士による相談支援を行う。	健康課	こころの相談日を毎月1～2回程度設定した。関係課、医療機関、保健福祉環境事務所と連携しながら対応した。また、民生委員・児童委員を対象にこころの健康づくり講座を1回開催した。	継続	継続して相談窓口の周知に努めると共に、関係機関と連携し、対応する。また、こころの相談日を毎月2回開催することとする。
③ 家庭、 地域、 職場（ 事業者 ）にお ける男 女共同 参画の 推進	働く女性のための労働相談	労働関係機関との連携により、就労や労働に関する講座などを実施し、相談窓口を設ける。	男女共同参画センター 企画課	就業支援セミナーを実施した。また、相談窓口となり、支援を行った。 ①プログラミング講座 全4回 延58名 ②パソコンエクセル中級講座 全4回 延30名 ※県子育て女性就職支援センターと連携し、就業サポートセミナーを開催 ③ワード3級対策講座 全8回 延56名 ④ドローン講座 全2回 10名 ⑤起業支援講座「売れるお弁当を作ろう」1回 12名 魅力アップ講座は新型コロナウイルスの影響で中止	継続	講座の充実を図る。 また、県や商工会と連携を図り、就労支援相談、サポートの体制整備強化に努める。
	子育て講座などへの男性の参加推進	男性の育児・子育てなどへの関わりを深めるため、男性も参加しやすいプログラムや行事を行う。	こども課	広報紙やホームページ等により子育て講座、イベントの周知に努めた。 新型コロナウイルス感染症拡大の為、講習会は10月より開催し、防災の講座には男性1名の参加、第一印象マスター講座には、男性5名の参加があった。	継続	ひろばに遊びに来る父の参加は増加傾向にある。 時間設定、内容的に男性も参加しやすい講習会やイベントを検討する。
	各種団体への啓発	各種団体へ男女共同参画の理解を広げる啓発を行い、女性役員の参画を要請する。	企画課	新型コロナウイルスの影響により出前講座（寸劇）や講演会が中止となった。 関係課を通じて、町補助金交付団体へ男女共同参画推進状況調査を実施した。	継続	継続して女性役員の参画を要請する。
	女性農業者の所得向上に向けた啓発	直売所への出荷の増、加工品の開発など新しい取り組みを推進する。	農林商工課	女性農業者が農業経営に参加し、自らの経営改善を行うために、県やJAと連携し朝倉地域農村女性リーダー連絡協議会研修会を実施した。	継続	関係機関と連携し引き続き実施する。
	女性農業者の地位向上に向けた啓発	「家族経営協定締結」・「共同申請」の普及、啓発を行う。	農林商工課	認定農業者及び認定新規就農者の申請や更新時に案内を行った。	継続	認定農業者及び認定新規就農者の申請時に案内を行う。

④ の 構 築 男 女 共 同 参 画 を 推 進 す る 社 会 シ ス テ ム	審議会などへの女性の参画	女性参画の目標値を定め、達成へ向け全庁で取り組む。また「公募」により女性が手を挙げやすい環境をつくる。	該当課 (企画課)	女性参画の目標を「40%以上」と定め、全庁的に取り組んだ。 令和2年4月1日現在40.8%	継続	42%台を目標に全庁で取り組む。
	審議会等女性委員研修	研修などを開催し、女性の能力向上を支援する。	企画課	男女共同参画審議会委員や人材リスト登録者に男女共同参画セミナーやあすばるフォーラム（オンライン開催）、みらいネットフォーラム（オンライン開催）等への参加呼びかけを行った。 新型コロナウイルスの影響で講演会、リブラ開講式・フェスタ中止	継続	調査研究に努める。
	女性人材リスト登録事業	女性人材リスト登録事業を啓発し、登録をすすめる。	企画課	広報紙で周知を図った。登録者数 29名	継続	講演会や、団体へ出向くときに登録をすすめ、更に人材発掘に努める。

#### 4 子どもの問題

##### 【施策の方向性】

社会全体で子どもの健やかな成長を図るために、保育所（園）、幼稚園、学校、家庭、地域、企業、行政などをはじめとする関係機関が、人権の視点に立って子どもたちのことを考えることができる地域社会の連携を支援し、総合的な取り組みの充実を図ります。

また、未来を担う子どもたち一人ひとりの人格を尊重し、子どもの権利の尊重と擁護に向けた取り組みを積極的に推進していけるよう、2008年（平成20年）12月に「子どもの権利条例」を制定しました。この条例に基づいた取り組みを推進します。

課題目標	① 子どもの人権が尊重されるまちづくり (ア) 住民意識の醸成を図るための啓発 (イ) 人権尊重の意識を高める教育の推進 ② 子育て支援に関する環境づくり (ア) 子育て支援体制の整備 (イ) 相談体制の充実 (ウ) 子育てを応援する仕組みづくり ③ 豊かな人間性が育つ地域づくり (ア) 子どもの健全育成の推進 (イ) 情報提供、交流機会の提供 (ウ) 児童虐待防止対策の充実
------	---

##### 《課題目標を達成するため実施する事業》

事務事業名	事業概要	所管	令和2年度 実績・評価（課題）	方針	令和3年度の取り組み
さ① れる ま ち の 人 権 が 尊 重	子どもの権利擁護	子ども未来センター	相談室や子どもの権利の紹介をしたチラシやしおりを作成し、小中学校の全児童生徒に配布した。初めて学童保育所で出前講座を行い、子どもの権利について説明した。また、町内の小5・中2を対象に、子どもの権利や子ども未来センターに関するアンケート調査を実施し実態把握を行った。	継続	子どもの権利や救済制度についてリーフレットやチラシ、広報紙などで周知を行う。いろいろな機会に出前講座の活用を呼びかけ、子どもの権利の理解を深める啓発を実施する。
く② り 子 育 て 支 援 に 関 す る 環 境 づ く り	ひとり親家庭等医療対策費	健康課	ひとり親家庭の親及び児童、父母のいない児童などひとり親医療対象者の福祉の増進を図るため、医療費の一部負担金を補助した。	継続	県基準と同等の補助を実施する。
	子ども医療対策費	健康課	子どもの医療費の一部を支給することにより対象者の福祉の増進を図るため、医療費の一部負担金を補助した。また、県の基準は小学生までの入院・外来までの補助となるが、町独自で中学生までの入院を補助した。	継続	4月から県の基準に中学生の入院及び外来も追加されることに伴い、本町でも同等の補助を実施する。

事務事業名	事業概要	所管	令和2年度実績・評価(課題)	方針	令和3年度の取り組み	
②子育て支援に関する環境づくり	保育サービスの充実	多様化する保育ニーズに対応できるよう、各種保育サービスの拡充や資質向上に努める。 ・通常保育事業 ・一時預かり事業 ・延長保育事業 ・障がい児保育事業 ・広域入所	こども課	保育ニーズが年々増加しており、ここ数年は待機児童が発生している。各園(所)ともに保育士の確保も課題であるが、定員の弾力運用を行い最大限の受入を行っていただいている。	継続	待機児童対策のため、令和4年4月に新設保育所開所及びあさひ保育園の定員増を行う予定であり、それに向けて準備を進めていく。
	学童保育事業	保護者が就労等で昼間家庭にいない小学生に対し、放課後や長期休暇時に適切な遊び及び生活の場を設けて、その健全な育成を図る。	こども課	町内3か所(三輪小・東小田小・中牟田小)に設置しているすべての学童保育所で定員超過となった。今年度より三輪小同様に中牟田小も第2学童を設置して対応したが、東小田小は待機児童が発生した。令和2年4月入所児童数は255名である。(定員232名)	継続	東小田小については、施設・支援員確保の両面から現状では第2学童開設が困難であるが、引き続き検討していく。
	子育て短期支援事業	緊急一時的な事情により生じる、家庭での養育が困難な事例に対して、児童及び母子等を保護し、生活の安全を確保する。	こども課	緊急時に対応できるよう、受入施設との連絡体制の確認等を行った。こども未来センターや子育て世代包括支援センターと連携して情報提供を行った。利用相談はあるものの、令和2年度は利用実績なし。	継続	緊急一時的な利用に対応できるよう、引き続き受入先の確保を行っていく。
	病後児サポート事業	病後の体力回復期にある児童の保護者が、就労等の理由により家庭での保育等が困難な期間において、その児童を一時的に預かることにより、子育てと就労の両立を支援する。	こども課	問合せが1件あり、近隣施設を紹介する。	継続	町内医療機関での実施が現在不可能であるため、近隣の施設の併用を継続していく
	地域子育て支援拠点事業	子育て家庭の孤立感、負担感などを軽減し、子育てに関する情報提供や子育てサークル支援、保護者同士の交流・相談ができる環境の充実に推進し、社会全体で子育てを支援する。	こども課	地域子育て支援拠点事業として、広場の開放やイベント、子育て講座などを行うと共に、保護者からの育児相談対応等を行った。また、子育て支援プログラムや情報紙、ホームページ、広報を活用し各種情報提供を行った。	継続	子育て中の保護者への相談対応、子育てに関する情報提供をする。必要に応じて関係機関、民間の対応できる場所を紹介する等の支援を行う。
	子育て支援ネットワークづくり	子育ての情報が十分に行き届き、きめ細かな子育て支援サービスを効果的・効率的に提供することができるよう、地域における子育て支援サービスなどのネットワークの形成を促進する。	こども課	コロナ禍における子育て不安への対応として、健康課をはじめとした関係課等との定期的な情報交換などにより、支援体制の強化に努めた。	継続	引き続き健康課との連携と共に、関係各課・各機関との連携・情報交換に努める。
	小児医療の充実	広域での救急体制整備について関係機関に協力要請を行い、安心して受診できる小児医療の充実を図る。	健康課	朝倉医師会病院に委託し休日夜間急患センターの小児科診療を実施した。	継続	休日夜間急患センターの小児科診療について、広報紙等で周知に努める。
	こども相談室	18歳までの子どもが、心身共に健やかに生活し成長するために児童相談体制の充実を図る。	こども未来センター	こども相談室において、子どもやその家庭に関する相談を受け、関係課や児童相談所などの関係機関とも連携し、必要とする支援を行った。また、防災無線や広報紙で相談室の周知を行った。	継続	関係課や関係機関との協議、連携の強化に努める。

事務事業名	事業概要	所管	令和2年度実績・評価(課題)	方針	令和3年度の取り組み	
②子育て支援に関する環境づくり	養育支援家庭訪問事業	子どもの養育に支援を必要と判断した家庭に対し、育児・家事の援助又は専門員による育児に対する相談指導や、技術的援助を行う。	健康課	こども未来センター・子育て支援センターとの情報共有・連携強化を図るため1回子育て世代包括支援センター連携会議を開いた。支援を必要とする家庭への指導・援助体制をつくり、訪問・電話などでケースに応じて対応した。	継続	関係機関と連携を図りながら個別に対応していく。
	乳児家庭訪問	生後4か月頃までの乳児のいる全家庭に対し、助産師や保健師が訪問し、赤ちゃんの計測・母乳相談・育児相談・子育て情報の提供を行う。	健康課	生後2～3か月頃を目途に助産師が、(拒否や諸事情により訪問できないケースをのぞいた)全家庭を訪問し、状況に応じてすこやか相談や子育て支援センターを紹介し、育児支援を行った。	継続	子育ての不安や負担を軽減できるよう支援を行っていく。
	妊娠・出産・子育て相談センター事業	子育て世代の総合窓口としてセンターを健康課内に設置、保健師・助産師・管理栄養士などが子育てに関する相談に応じ、情報提供を行う。また、相談の内容によって関係課と連携して切れ目のない支援を行う。	健康課	子育て世代の総合窓口として「妊娠・出産・子育て相談センター」を健康課内に設置し、保健師・助産師・管理栄養士などが子育てに関する相談に応じ、情報提供を行った。また、相談の内容によって関係課と連携して切れ目のない支援を行った。	継続	安心して妊娠・子育て期を過ごすことができるよう支援を行っていく。
	産後ケア事業	産後も安心して子育てができる支援体制の確保を目的として、産後4か月未満の母子に対して、心身のケアや育児相談等を行う、「日帰り型」または「宿泊型」の産後ケアを実施。	健康課	平成30年9月より、妊娠・出産・子育て相談センター開設と同時に事業開始。センター事業である妊婦訪問等で産後ケア事業の周知を行った。令和2年4月より委託を6か所に増やした。(利用件数：令和2年12月末現在「日帰り型」12件「宿泊型」13件)	継続	本当にサポートが必要な人が利用できるように、産後ケア事業の周知徹底を図る。
	療育相談	育児不安や精神的疾患をもつ保護者の育児に対応するための臨床心理士による相談を行う。	健康課	個別相談・保育所への巡回相談を実施した。	継続	個別相談、幼稚園・保育所への巡回相談を実施する。
	子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援新制度に基づき、幼児期の教育・保育の一体的提供、保育の拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進する。また、第2期次世代育成支援対策行動計画を一体的に策定しており、子育て環境の整備、子育て家庭への支援も引き続き推進する。	こども課	今年度より第2期子ども・子育て支援事業計画の計画期間となった。筑前町子ども・子育て会議において、各課の子育て支援事業実施状況の確認・評価を行った。	継続	第2期子ども・子育て支援事業計画を実施し、その進捗状況について確認・評価を行う。
	児童手当	養育者に手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与すると共に、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する。	健康課	国の制度に基づき、個人通知・広報紙により啓発を行い、申請の漏れがないよう実施した。	継続	関係機関との連携を図り、今後も啓発を実施して申請漏れのないように努める。
	幼稚園就園奨励費補助事業	家庭の所得の状況に応じて保護者の経済的負担の軽減を図ると共に、幼稚園教育の振興のため、保護者に対し入園料及び保育料を減免する。	教育課	令和元年10月より幼児教育の無償化事業へ移行したため、円滑な事業ができるよう各幼稚園へ制度の周知を行い、保護者に対し入園料及び保育料の減免を行った。	継続	新制度に準じた減免制度を実施する。

事務事業名	事業概要	所管	令和2年度実績・評価(課題)	方針	令和3年度の取り組み
② 子育て支援に関する環境づくり	要・準要保護児童生徒就学援助	教育課	広報紙等により制度の周知を行い、申請のあった世帯のうち経済的理由による世帯に援助を行った。また、入学準備金は入学前に支給を行った。	継続	広報紙等で周知を図り、引き続き援助を実施していく。
	赤ちゃんの駅事業	こども課	道の駅みなみの里の新設「赤ちゃんの駅」の開設準備を行った。また、登録施設へ電話または訪問し、旗・ポスターの交換、廃止箇所等の確認を行った(R2 48か所)	継続	登録施設の協力を得て、より利用しやすいよう継続して整備していく。
	職業生活と家庭生活との両立の推進	企画課 男女共同参画センター	男女共同参画センター館内にパンフレットやポスターを設置し、情報提供を行った。	継続	情報提供を行い就業支援セミナーなどへの参加も呼びかける。
		農林商工課	労働や就業に関する研修や講座のパンフレットを配置した。各種相談会情報を広報紙やホームページに掲載し周知した。	継続	労働者支援事務所などと連携し情報提供を行う。
	都市公園維持管理業務	都市計画課	公園内施設の修繕並びに遊具等の改築更新、また、樹木の剪定及び園地清掃等により安全で快適な空間づくりに努めた。	継続	安心安全なゆとりの空間を提供すべく、継続して適正な維持管理に努める。
③ 豊かな人間性が育つ地域づくり	交通安全施設整備事業	建設課	地元要望及び危険箇所調査により、交通安全施設の整備を行った。	継続	道路事業と一体となった事業展開を検討する。
	子どもの交通安全を確保するための活動の推進	環境防災課	交通指導員の育成と月1回の定例街頭指導を行った。また、警察・交通安全協会と連携して4回の啓発行動に取り組んだ。	継続	関係機関、団体との連携を強化して、交通事故防止のための対策に努める。
		教育課	新型コロナウイルス感染症対策のため学校安全対策委員会を開催することができなかったが、資料等を送付し関係団体と連携した取り組みにより、安全活動の推進に努めた。	継続	継続して、学校安全対策委員会を開催し、関係機関等と連携して取り組んでいく。
道路新設改良事業 道路維持補修事業	建設課	各種基準に基づき道路や歩道を整備することで、より車両及び歩行者などの安全確保に努めた。また、舗装の老朽化によるひび割れや地下埋設物を原因とする段差の改修を行うなど道路の維持管理を行った。道路施設についても、補助事業を活用した橋梁補修を行い、安全に通行できる道路施設の維持・保全に努めた。	継続	幹線道路以外の生活道路についても、費用対効果などを検討しながら整備を行っていく。国・県道の整備については、継続して要望など行っていく。道路維持は、利用状況、天候など様々な要因により舗装劣化が進むため、点検、補修を行い適正な管理に努める。	



事務事業名	事業概要	所管	令和2年度実績・評価(課題)	方針	令和3年度の取り組み	
③豊かな人間性が育つ地域づくり	各小・中学校の通学路の把握・点検	各小・中学校の通学路の危険箇所などの改善と安全の確保を行う。	教育課	通学路危険箇所の把握改善について、関係機関と協議を行い実施した。	継続	毎年度継続して点検し、危険箇所を把握し、関係機関と連携し改善を行う。
	子どもを犯罪などの被害から守るための活動の推進	警察や関係団体、地域などと連携した防犯活動や、防犯灯の設置を進めるなどの防犯対策に努める。 ・朝倉警察署管内での学校警察連絡協議会運営の推進 ・地域防犯活動補助事業 ・少年補導員・中学校・警察署との情報・意見交換会の実施 ・集団登下校の推進とスクールガードリーダー・PTA・ボランティアによる登下校時パトロール ・「子ども110番の家」設置促進 ・夜間巡回パトロール ・サポートタクシー制度の周知	環境防災課	関係機関、団体と地域の実情に応じた防犯対策に取り組んだ。自主防犯組織に対する補助により組織の育成、強化を図った。	継続	自主防犯組織の設立促進を図る。
			教育課	防犯対策における集団下校や安全パトロールなどを実施し、不審者情報があった場合は、その場所を重点的に見守りを行った。	継続	防犯ブザーの携帯及び安全パトロールなどの実施を図ると共に、学警連や関係機関との情報交換を行う。
			生涯学習課	春・夏・冬休み等に青少年育成町民会議の家庭部会で巡回パトロールを行った。「子ども110番の家」設置促進については、ポスター等の配布を学校を通して行った。子どもを見守るサポートタクシー制度の周知について、中牟田小学校で防犯教室時にPRを行った。	継続	夜間巡回パトロールやサポートタクシーでの保護などの報告は無いが、継続して活動することで抑止力となっている。今後も各種団体と情報交換など協力しながら、活動を行う。
	防犯灯整備事業(8ページ再掲)	夜間照明を整備することにより、防犯、通行安全対策を図る。既存の防犯灯については、各行政区と連携し保守点検を行う。	環境防災課	各行政区と連携のもと、維持管理を行い、防犯上必要性が高いところについては、新設を行った。	継続	防犯灯維持管理への地域の関わりを高める。
	都市公園維持管理業務(14ページ再掲)	公園、緑地等を適正に維持管理することにより、町民の健康づくりや安らぎ・憩いの場を提供する。	都市計画課	公園内施設の修繕並びに遊具等の改築更新、また、樹木の剪定及び園地清掃等により安全で快適な空間づくりに努めた。	継続	安心安全なゆとりの空間を提供すべく、継続して適正な維持管理に努める。
	子どもや母親の健康の確保	保健、医療、福祉及び教育などの関係分野の連携をとり、「コスモスプラザ保健館」や「めくばー健康福祉館」を拠点とした地域における母子保健の充実に努める。 ・予防接種 ・乳幼児健康診査 ・育児・栄養相談 ・療育相談	健康課	コスモスプラザ保健館・めくばー健康福祉館において、乳幼児健診、育児・栄養相談、療育相談を実施し、子どもの発達・疾病の早期発見、保護者の子育て不安の軽減に努めた。今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、4か月・10か月児健診は医療機関での個別健診で実施した。	継続	母子保健活動の充実に努める。
こども未来センターでの自主的活動支援	こども未来センターに子どもの居場所「ミラクルーム」を設置し、自主的活動を支援する。また、いじめや不登校などの問題で学校などでの集団生活に馴染めない場合、安心できる場として子どもの居場所を設ける。	こども未来センター	コロナ禍によりミラクルームの利用者は減少したが、教育支援センターに通う子どもたちを支援する場として活用できた。	継続	ミラクルームが子どもたちの居場所としての機能を果たせるように関係機関と連携し対応していく。	

事務事業名	事業概要	所管	令和2年度実績・評価(課題)	方針	令和3年度の取り組み	
③豊かな人間性が育つ地域づくり	スクールソーシャルワーカーの配置	いじめや不登校といった児童生徒が置かれている環境問題に対し、スクールソーシャルワーカーが家庭・学校・地域・関係機関などと支援のネットワークを築き、本人や家族が自ら対処する能力を高めるよう支援する。	教育課	各学校の要請に基づき、計画的に支援を行った。こども未来センターと情報共有や連携した支援を実施した。	継続	関係諸機関との連携をし、児童・生徒・保護者等への支援を行う。
	適応指導教室	不登校やひきこもりなどの問題を抱える児童生徒の居場所づくりを行い、学習・生活・社会面での指導を行い、自分のよさを再認識しながら他者との信頼関係づくりを行う。	教育課	指導主事を教育課に配置し、学校と連携した指導助言を行った。	継続	計画的なプログラムの構築を図り、スムーズな学校復帰を支援する。
	心の相談員の配置	教師以外の第三者として、相談しやすい相談員を中学校に配置することにより、生徒の悩みなどを聴く体制を補完する。場合によっては、教師・養護教諭・スクールカウンセラーなどと連携し、悩みの解消を図る。	教育課	各中学校に相談員を配置し、養護教諭などと連携し、生徒の相談支援を行った。	継続	相談員を配置し、生徒の居場所づくりをすすめる。
	スクールカウンセラーの配置	中学校には県費によりスクールカウンセラーが配置されているが、小学校にも必要と認め町単独で小学校に2名スクールカウンセラーを配置し、小中連携を図る。	教育課	各学校への相談件数が年々増加傾向であり、県費事業(スクールカウンセラー・スーパーバイザー派遣)を活用しながら、児童生徒の相談に応じた。	継続	町費スクールカウンセラーと県費スクールカウンセラー配置等を引き続き活用する。
	思春期保健対策の支援	性に関する正しい知識と健全な理解を深め、薬物使用や喫煙などの有害性についての基礎知識の普及・啓発に努め、思春期の健全な心と体づくりを支援していく。また、学校教育において自分の体を守るための女性がん検診の必要性・重要性の啓発に努める。学校と協力し、思春期赤ちゃんふれあい体験学習により、命の尊さやお互いを思いやる心を育む。	健康課	毎年三輪中の3年生3クラスを対象に思春期赤ちゃんふれあい体験学習を実施しているが、今年度は新型コロナウイルス感染拡大のため実施を見合わせた。	継続	学校と連携しながら内容・実施方法について検討していく。
			教育課	県の事業「規範意識育成事業」として各学校で、薬物使用や喫煙などの有害性または性に関する正しい知識と健全な理解を深める学習会を実施した。	継続	規範意識育成事業を引き続き実施し、保護者を含めて普及・啓発する。
地域の高齢者との世代間交流の推進	保育所や幼稚園、アンビシャス広場での活動を通じて、高齢者と子どもの交流を推進する。	美和みどり保育所	老人福祉施設訪問や、もちつき会での交流は中止としたものの、シニアクラブとの交流は玉ねぎ・さつま芋掘りを一緒に行い、花壇の花を頂き交流を実施した。	継続	老人福祉施設訪問やもちつき会や花壇の花植えなどを通し、地域の方々やシニアクラブとの世代間交流を図る。	
		生涯学習課	4月に自治公民館長及び青少年育成指導員へ、自治公民館を活用した「自治公民館子ども広場づくり事業」の要綱等を送付した。	継続	補助事業を活用してもらうための制度周知を今後も行っていくとともに、通学合宿の実施等で地域の高齢者との世代間交流を推進していく。	

事務事業名	事業概要	所管	令和2年度実績・評価(課題)	方針	令和3年度の取り組み
③豊かな人間性が育つ地域づくり 「食育」の推進	妊産婦や親子などを対象とした栄養指導のための教室を開催し、子どもが健やかに育つ食育の環境づくりに努める。 ・乳幼児健診での相談・助言 ・パパママ教室における栄養指導 ・保育所における試食体験 ・幼稚園、保育所、学校給食での「食育」の推進及び家庭啓発 ・子育て支援事業における調理実習や講演	教育課	子どもが作る「弁当の日」の取り組みを通して、「食」に関する知識と「食」を選択する力の育成を図った。(実践校：中牟田小、三輪小、三輪中、夜須中)	継続	第3次食育推進基本計画に則り、地産地消と共に食育を推進していく。
		健康課	乳幼児健診で栄養指導を行った。すこやか相談で離乳食の展示、個別相談を行った。パパママ教室は参加しやすいよう日曜日に開催し、妊娠中の栄養について説明を行った。	継続	相談しやすい環境をつくり、役立つ情報提供に努める。
		こども課	コロナウイルス感染症拡大の為、クッキングは中止し食育についての講習会を1回行った。	継続	食育の大切さや楽しさを伝えていく。
		美和みどり保育所	献立表・給食だよりやレシピの配布などで食育の家庭啓発を行った。また、食にも関心が持てるように実物の展示や一つの食材がどんなものに変換するなどの掲示を試みた。	継続	家庭における食育の推進を図ることを目的に掲げ、情報の提供に努める。
こころの相談	不登校やいじめなどによるこころの不安定状態など、保護者の精神的な不安に対応するための臨床心理士による相談支援を行う。	健康課	こころの相談日を毎月1～2回程度設定した。関係課、医療機関、保健福祉環境事務所と連携しながら対応した。また、民生委員・児童委員を対象にこころの健康づくり講座を1回開催した。	継続	相談窓口の周知に努めると共に、関係機関と連携し、対応する。また、こころの相談日を毎月2回開催する。
私立幼稚園補助	子どもの幼児期における幼児教育の充実を図るため、私立幼稚園の施設整備・運営に必要な経費、及び園児の幼児教育に必要な経費の補助を行う。	教育課	幼児教育の充実を図るため必要な経費補助を、園児数の規模に応じて補助金交付を行った。	継続	継続して補助を実施する。
スポーツ少年団・文化少年団	それぞれの活動を通して青少年の体と心を育てる。	生涯学習課	筑前町スポーツ少年団は19団体あり、それぞれが活動を通して青少年の健全育成に努めた。文化少年団は、料理少年団を5月に開講し、月1回程度の活動を行うなかで、青少年の健全育成に努めた。	縮小	筑前町スポーツ少年団は、団員の確保を推進し、各団で子どもたちの健全育成に努める。文化少年団はコロナの影響もあり団員確保が厳しいため廃止とする。
地域活動指導員設置事業	子どもの生活体験、自然体験活動に関する企画立案指導を行う。	生涯学習課	県の補助を受け地域活動指導員を配置し、様々な青少年事業の企画・立案・活動指導等を行った。	継続	地域活動指導員を配置し、青少年事業の企画・立案・実施及び指導を行う。
青少年育成町民会議	青少年健全育成に向けた様々な取り組みを行っている組織で、その活動を助成・支援する。	生涯学習課	青少年育成町民会議の各専門部会では青少年健全育成を目的に夜間巡回パトロールや広報紙発行、あいさつ運動、親子のつどいや野外体験活動など様々な活動を積極的に行っており、その支援を行った。	継続	全体事業である子どものつどいはじめ、各専門部会の取り組みに継続した支援を行う。

	事務事業名	事業概要	所管	令和2年度実績・評価(課題)	方針	令和3年度の取り組み
③豊かな人間性が育つ地域づくり	自治公民館などの開放促進	地域の子どもたちが徒歩や自転車で行ける距離にある自治公民館などで、子どもの居場所づくりを促進する。	生涯学習課	「自治公民館子ども広場づくり事業」等の推進を支援するため自治公民館長会等に要綱等を送付したが、申請はなかった。	継続	自治公民館長会等で継続して説明し周知していくとともに校区別の通学合宿を自治公民館で開催し、子どもの居場所づくりを推進していく。
	アンビシャス広場づくり事業支援	地域の自治公民館などを利用して、子どもの居場所を提供する。アンビシャス広場を利用し、世代を越えた交流を行う。	生涯学習課	「アンビシャス広場づくり事業」の説明資料を4月に自治公民館長会等へ送付した。	継続	自治公民館長会等で継続して周知、説明等を行っていく。
	地域子育て支援拠点事業(12ページ再掲)	子育て家庭の孤立感、負担感などを軽減し、子育てに関する情報提供や子育てサークル支援、保護者同士の交流・相談ができる環境の充実に推進し、社会全体で子育てを支援する。	こども課	地域子育て支援拠点事業として、広場の開放やイベント、子育て講座などを行うと共に、保護者からの育児相談対応等を行った。また、子育て支援プログラムや情報紙、ホームページ、広報を活用し各種情報提供を行った。	継続	子育て中の保護者への相談対応、子育てに関する情報提供をする。必要に応じて関係機関、民間の対応できる場所を紹介する等の支援を行う。
	児童虐待防止対策	関係機関との連携強化に努めると共に、児童虐待防止対策の情報共有及び研修実施等により知識・対応力の向上を図る。	こども未来センター	児童虐待防止啓発のパンフレットを作成し、全戸配布と公共施設や関係窓口、医療機関等へ配布した。また、関係者・機関との共通理解や知識の向上の為研修会を1回開催した。虐待通報に対しては、速やかに安全確認を行い、関係機関との情報共有等に努め見守りを行った。	継続	体罰によらない子育てへの啓発を進めるとともに要保護児童対策地域協議会や関係機関との連携を図り、児童虐待防止に努める。

## 5 高齢者の問題

### 【施策の方向性】

高齢者が安心して活動的な暮らしができるように、施設や設備の整備・充実や、生き生きと暮らせる社会の実現を目指し、社会参加機会の充実や、生きがいつくりの支援を進めていきます。また、高齢者が元気に過ごすことができるような生活支援の整備のほか、保険、年金制度の周知及び啓発を図ります。

課題目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 暮らしやすい環境整備               <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 地域ケアの体制づくり</li> <li>(イ) 「老人福祉計画・介護保険事業計画」の策定及び施設の整備</li> <li>(ウ) 高齢者相談体制の充実</li> <li>(エ) 道路、公園、公共施設などのバリアフリー化</li> </ul> </li> <li>② 社会参加の推進               <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 学習機会、社会参加機会の充実</li> <li>(イ) 生きがいつくり支援</li> </ul> </li> <li>③ 介護保険制度の充実               <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 利用者への情報提供</li> <li>(イ) 苦情処理・相談体制の整備</li> </ul> </li> <li>④ 生活支援体制の整備・充実               <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 介護予防の充実</li> <li>(イ) 健康運動トレーニング事業の充実</li> <li>(ウ) 生活支援サービス・認知症高齢者対策の推進</li> <li>(エ) 社会福祉協議会による権利擁護事業の支援</li> </ul> </li> <li>⑤ 保険、年金制度の周知及び啓発               <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 健診や生活習慣病の予防</li> <li>(イ) 後期高齢者医療制度（長寿医療制度）についての広報</li> <li>(ウ) 国民年金制度の周知及び啓発</li> </ul> </li> </ul>
------	--

### 《課題目標を達成するため実施する事業》

事務事業名		事業概要	所管	令和2年度 実績・評価（課題）	方針	令和3年度の取り組み
① 暮らし やすい 環境 整備	認知症サポーター養成事業	認知症について正しく理解し、家庭や地域において男女が共に支え合い、認知症の人や家族が安心して暮らせる地域づくりを目指すため、認知症サポーター養成講座を実施する。	福祉課	認知症サポーター養成講座をシニアクラブやアクティブシニアセミナー等で実施した。	継続	認知症に対する理解・啓発活動の一環として、継続的に実施する。
	高齢者等見守り・生活支援システム事業	在宅の一人暮らし高齢者等の緊急事態への対処及び日常における見守りや生活支援を図る。	福祉課	福岡安全センターに委託して実施。委託業者や在宅介護支援センター、民生委員、協力員と協力し、見守りや生活支援を実施した。	継続	日常生活における不安の解消や支援、見守りに努める。
	ひとり暮らし高齢者等見守りネットワーク整備事業	地域ぐるみで、ひとり暮らしの高齢者などの見守りを行う体制整備の推進を図る。	福祉課	各行政区単位での見守り体制構築のため、補助を継続した。ほとんどの区で補助期間が終了していることやコロナウイルスの影響から、地域の会議には2回のみ参加した。	継続	未整備地区への推進を継続すると共に、補助金が終了しても引き続き支援を続けていくという姿勢を継続する。

事務事業名	事業概要	所管	令和2年度実績・評価(課題)	方針	令和3年度の取り組み
避難行動要援護者名簿整備事業	災害時に要援護者の迅速な安否確認及び日ごとの見守り活動を行うために、要援護者台帳への登録を行い、各関係機関で情報を共有する。	福祉課	民生委員などの協力により要援護者の把握に努めた。 ※台帳登録者数約290人	継続	民生委員と協力し、避難行動要支援者の確実な把握、制度の周知、情報の適時更新に努める。
老人福祉計画及び介護保険事業計画策定	策定した計画に基づき、介護の必要な高齢者などへの介護サービス提供を適切に行うと共に、必要な施設の整備を検討する。	福祉課	これまでの計画を改定し、3月に第8期筑前町高齢者福祉計画を策定した。	継続	計画に基づき、引き続き適切なサービスを提供する。
在宅介護支援センター事業	在宅の要援護高齢者やその家族に対し、在宅介護などに関する総合的な相談に応じ、ニーズに対応した各種保健や福祉サービスが受けられるように、行政機関、サービス実施機関などとの連絡調整の便宜を供与し、地域福祉の向上を図る。	福祉課	在宅介護支援センター業務を、「朝倉苑」「朝老園」に委託し、高齢者やその家族などへの相談支援、また、定期的な訪問などによる継続支援を行った。	継続	在宅介護支援センターとして、高齢者やその家族の支援に努める。
交通安全施設整備事業 (14ページ再掲)	カーブミラーや転落防止柵設置など交通安全施設を整備することにより、道路通行時の交通安全及び交通事故防止対策を実施する。	建設課	地元要望及び危険箇所調査により、交通安全施設の整備を行った。	継続	道路事業と一体となった事業展開を検討する。
防犯灯整備事業 (8ページ再掲)	夜間照明を整備することにより、防犯、通行安全対策を図る。既存の防犯灯については、各行政区と連携し保守点検を行う。	環境防災課	各行政区と連携のもと、維持管理を行い、防犯上必要性が高いところについては、新設を行った。	継続	防犯灯維持管理への地域の関わりを高める。
道路新設改良事業 道路維持補修事業 (14ページ再掲)	地域の利用状況から特性を考慮し、安全で快適な道路整備に努める。また、適正な維持管理を行うことで、全ての利用者の安全確保に努める。 国・県道については、広域的なネットワークを構築させ、より安全で便利な通行空間を確保するため、継続して要望活動を行っていく。	建設課	各種基準に基づき道路を整備することで、より安全な車両通行を可能とした。また、補助事業などを活用し歩道整備を行い、歩行者などの安全確保に努めた。 舗装の老朽化によるひび割れや地下埋設物を原因とする段差などの改修を行い、事故防止に努めた。	継続	幹線道路以外の生活道路についても、費用対効果などを検討しながら整備を行っていく。 国・県道の整備については、継続して要望など行っていく。 道路維持は、利用状況、天候など様々な要因により舗装劣化が進むため、点検、補修を行い適正な管理に努める。
都市公園維持管理業務 (14ページ再掲)	公園、緑地等を適正に維持管理することにより、町民の健康づくりや安らぎ・憩いの場を提供する。	都市計画課	公園内施設の修繕並びに遊具等の改築更新、また、樹木の剪定及び圃地清掃等により安全で快適な空間づくりに努めた。	継続	安心安全なゆとりの空間を提供すべく、継続して適正な維持管理に努める。
すみよか事業 「住宅改修事業」	在宅の要援護高齢者若しくは障がい者と又はこれらと同居する者に対して、高齢者などに配慮した住宅に改修するための資金を助成することにより在宅福祉の推進に資する。	福祉課	日常生活の自立支援を目的に、在宅の要援護高齢者などに対し住宅改修の支援ができるよう県への補助申請の事務を実施した。	継続	継続して実施する。

事務事業名	事業概要	所管	令和2年度実績・評価(課題)	方針	令和3年度の取り組み	
② 社会参加の推進	地域巡回バス運行事業	企画課	住民の生活交通を確保することを目的として、地域巡回バスを運行し、高齢者などの社会参加を支援した。地域巡回バス利用者数9,566人(令和元年12月末現在) ※新型コロナウイルスの影響により、めくばり館・敬老館が休館したこと等により、利用者が大幅に減少した。	継続	公共交通活性化対策検討委員会において、事業を検証し、高齢者などを中心に、住民の生活交通を確保するように努める。車両の更新(小型化)に伴い、運行ルート・時刻表等を見直し中である。	
	甘木鉄道支援事業	企画課	甘木鉄道が、安全運行ができ、安定的な運営ができるよう支援を実施した。	継続	老朽化している施設の整備・更新が計画的に進められ、安全な運行が確保されるよう支援する。	
	シニアクラブ助成	福祉課	筑前町シニアクラブ、各単位クラブの活動に対し、助成を行った。また、活動の活性化を目指し、自主事業の実施補助・事務員配置を実施した。	継続	継続してシニアクラブへの助成を行い、活動を支援する。	
	新生学級 しあわせ学級	生涯学習課	「健康」「人権」等をテーマとして豊かな心と健康な体を養い、生きがいある生活に役立つ講座を実施した。	継続	アンケート等でニーズを把握し、継続的に実施していく。	
	都市農村交流の推進	農林商工課	ふれあい農園利用者に対する営農指導や機械及び施設の維持管理をシルバー人材センターに委託した。	継続	農園内の整備を行いつつ、都市農村交流の場として活用していく。	
	敬老館運営事業 めくばり館運営事業	福祉課	敬老館、めくばり館共に施設の維持管理、円滑な運営に努めた。 施設の老朽化に伴う故障箇所にはすべて対応した。	継続	老朽化の進む施設の維持管理に努める。	
	シルバー人材センター運営事業	福祉課	元気な高齢者の生きがいづくりや社会参画を目的に、シルバー人材センターに対し助成を行った。	継続	継続して助成を行う。	
いきいきサロン事業	福祉課	社会福祉協議会に委託して実施。コロナウイルスのため休止した期間もあったが、感染対策を行い、各地区の公民館などで「いきいきサロン」を開催し、交流や介護予防に努めた。	継続	新規会員加入促進の取り組みを進める。		
③ 介護保険料納付意識向上等啓発事業	福祉課	65歳に到達した介護保険第1号被保険者に対し、窓口での保険証交付時に、介護保険制度の説明をすることにより、制度への理解を促す。	福祉課	保険証交付時の窓口での対応を初めとし、随時、電話・窓口での問い合わせに対し、介護保険制度や保険料に関する説明を行い理解を促した。未納者への取り組みとして自宅を訪問し、保険料納付への理解促進に努めた。また、介護保険制度についての出前講座を行い、理解を促した。	継続	第1号被保険者に対し、保険証交付等の際に説明を行い、制度への理解を促す。

事務事業名	事業概要	所管	令和2年度実績・評価(課題)	方針	令和3年度の取り組み
③ 介護保険制 の充実 包括的支援事業 の推進	総合相談の受付、権利擁護や虐待防止、虚弱高齢者に対する介護予防マネジメント、地域のケアマネジャーからの相談やそれに対する助言を行う。	福祉課	高齢者の総合相談窓口として、高齢者虐待防止や成年後見制度利用、地域から的高齢者に関する相談や、居宅介護支援事業所のケアマネジャーへの支援などに努めた。	継続	今後も高齢者の総合相談窓口として、多様化する相談内容への対応に努める。
④ 生活支援体制の整備・充実	常設サロン事業	福祉課	コスモスプラザ福祉館で、朝老園に業務を委託、実施をした。コロナウィルスのため休止した期間もあったが、感染対策を行い利用者同士の交流の場をもうけ、介護予防に努めた。	継続	継続して事業を実施し、高齢者の介護予防を図る。
	健康運動トレーニング事業の充実	健康課	骨や関節、筋肉などの運動器の衰えが原因で、立つ、歩くといった機能が低下している状態である「ロコモティブシンドローム」を予防する体操講座を19回実施した。	継続	出前講座の要望があれば、引き続き実施する。
	在宅介護支援センター	福祉課	在宅介護支援センターとして、「朝倉苑」「朝老園」に委託し、高齢者やその家族などへの相談支援、また、定期的な訪問などによる継続支援を行った。	継続	在宅介護支援センターとして高齢者やその家族の支援に努める。
	「食」の自立支援事業	福祉課	配食サービス事業を社会福祉協議会に委託し実施。社会福祉協議会、在宅介護支援センターなどと連携し、サービス利用の手続きや安否確認などを行った。	継続	食事の提供をすると共に、利用者の安否確認を行う。
	介護用品給付事業	福祉課	在宅の要介護者などに対し、介護用品給付券を交付し、要介護者家族等の負担軽減を図った。	継続	在宅要介護者等の負担を軽減するため、継続して給付を行う。
	老人保護措置	福祉課	既措置者に対し、書類提出による実態把握により入所継続決定をした。	継続	老人福祉法の規定にのっとった措置入所を行う。
	社会福祉協議会助成事業	福祉課	地域全体に対する社会福祉活動の推進を図るため、社会福祉協議会の運営に対して助成を行った。	継続	継続して助成を行い、社会福祉協議会の運営推進を図る。



事務事業名	事業概要	所管	令和2年度実績・評価(課題)	方針	令和3年度の取り組み	
⑤ 保険、年金制度の周知及び啓発	感染症予防事業	結核検診の実施とインフルエンザ予防接種を実施し、検査料や接種料を町が補助することで予防率を高め感染予防に努める。	健康課	結核検診を含め、肺がん検診として25回実施(無医地区検診含む)。今年度に限り、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、満1歳以上の町民にインフルエンザ予防接種の助成を実施した。	継続	受診・接種しやすい体制をつくり、情報提供に努める。
	生活習慣病の早期発見事業	特定健診・各がん検診により、がん・心疾患・脳血管疾患・糖尿病などの生活習慣病を早期に発見し、合併症への進行を予防することで、介護予防や健康寿命の延伸を図る。	健康課	町の集団健診を28回実施した。特定健診と各種がん検診を同時実施したり、web予約を導入したりすることで受診者の利便性に配慮した。また、完全予約制により待ち時間の短縮に取り組んだ。集団健診会場で記念品を配布するなど、受診率向上に努めた。未受診者には、過去の受診記録などをもとに、AI(人工知能)を使って個人の特性に合った受診勧奨を行った。	継続	健診の必要性を周知啓発する。
	生活習慣病の改善指導事業	健診結果で生活改善の必要のある人への保健指導を徹底し、悪化を防止し健康的な生活となる保健指導・相談を行う。	健康課	面談や訪問、電話等で保健指導を実施し、未治療者や治療中断者を治療につなげるなど、良好な疾病コントロールの支援を行った。	継続	健診後のフォローを強化し、次年度の健診結果で効果が表れるよう努める。
	健康事業の環境整備	安全に配慮した健診会場づくりや、働く家族と共に受けやすい、土日の健診を実施するなど環境づくりを推進する。	健康課	土日の健診や団体健診、地区割健診の実施、web予約の導入など、受診しやすい環境づくりを推進した。また、完全予約制により、待ち時間の短縮に取り組んだ。	継続	よりスムーズに予約ができるように予約方法の周知に努める。
	後期高齢者医療制度の周知及び啓発	法改正が相次ぐ中、保険料や法改正通知、新規対象者への個別通知をできるだけ分かりやすく行う。広報・地区公民館での説明を行い、窓口での相談も随時行い周知と理解を深める。	健康課	被保険者証更新時及び新規該当者全員にチラシやパンフレットを送付した。福岡県後期広域連合と連携しながら広報紙での周知を実施した。	継続	福岡県後期広域連合と連携しながら周知、啓発に努める。
	国民年金制度の周知及び啓発	高齢者に分かりやすい表現で広報紙などに掲載し、相談窓口を随時開催し、周知を図る。	健康課	広報紙への掲載は分かりやすい内容とした。また、窓口での相談を随時行い、周知を図った。	継続	日本年金機構と連携をしながら周知、啓発に努める。

## 6 障がい者の問題

## 【施策の方向性】

すべての障がいのある人について、個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活が保障される権利を有すること、そして社会を構成する一員として社会・経済・文化・その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられることを基本理念とし、障がいのある人の主体性、自立性の確保の実現を目指し、様々な支援を進めていきます。

課題目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域生活支援及びサービスの提供 <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 地域生活支援及びサービスの充実</li> <li>(イ) ケアマネジメント体制の充実</li> <li>(ウ) 権利擁護の推進</li> <li>(エ) 日常生活における支援</li> </ul> </li> <li>② 生活環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 安心・安全の環境づくり</li> <li>(イ) 住宅環境の充実</li> <li>(ウ) 防犯・防災体制の充実</li> </ul> </li> <li>③ 保健・医療 <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 総合的な健康づくりの推進</li> <li>(イ) 保健活動の推進</li> <li>(ウ) 医療・リハビリテーション体制の充実</li> </ul> </li> <li>④ 情報提供・相談支援体制 <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 情報提供の充実</li> <li>(イ) 相談支援体制の充実</li> </ul> </li> <li>⑤ 教育・育成 <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 教育環境の充実</li> <li>(イ) 関係機関の連携</li> </ul> </li> <li>⑥ 雇用・就業 <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 雇用の促進</li> <li>(イ) 総合的な就労支援の推進</li> </ul> </li> <li>⑦ 障がい者に対する理解・啓発活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 広報媒体を活用した理解・啓発の推進</li> <li>(イ) 障がい者週間・人権週間における啓発・広報活動の実施</li> </ul> </li> <li>⑧ 学校や地域における福祉教育の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 学校における福祉教育の充実</li> <li>(イ) 各種講座・学習会の開催</li> <li>(ウ) 体験学習の推進</li> </ul> </li> <li>⑨ 地域参画・生きがいつくり <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 文化・スポーツ・レクリエーション活動の充実</li> <li>(イ) 交流・ふれあいの場の充実</li> <li>(ウ) 外出・移動支援の充実</li> <li>(エ) ボランティア活動の育成・支援</li> </ul> </li> </ul>
------	---

《課題目標を達成するため実施する事業》

事務事業名	事業概要	所管	令和2年度 実績・評価（課題）	方針	令和3年度の取り組み
① 地域生活支援及びサービスの提供	地域活動支援センター機能強化事業	福祉課	町内2か所のセンターに補助を行った。新型コロナウイルス感染防止対策を講じながらの運営に苦慮された。	継続	継続して事業を実施し、地域生活支援を行う。
	障害者自立支援給付事業（地域生活支援事業・補装具を除く）	福祉課	サービス申請、聴き取り調査、審査会を経て、介護給付や訓練など給付の適正支給に努めた。	継続	現行法や法改正を注視し、適正なサービス支給を行う。
	ケアマネジメント体制の充実	福祉課	相談支援事業を通してマネジメントを行った。	継続	相談支援事業を継続して実施する。
	相談支援事業等による支援	福祉課	社会福祉協議会と連携し、障がい者の相談に傾聴し、必要な援助に努めた。	継続	制度が充実してきた反面、制度は複雑化している。今後も相談支援事業を継続して実施する。
	身体障害者（児）補装具給付事業	福祉課	法律、制度に則り、義手、義足、車いす、補聴器など費用給付決定を行った。	継続	制度に則った給付を行う。
	コミュニケーション支援事業	福祉課	社会福祉協議会へ委託し、ボランティアの協力を得てサービス提供した。	継続	継続して実施する。
	日常生活用具の給付等事業	福祉課	制度に則ってストーマや紙おむつなど日常生活用具の費用給付決定を行った。	継続	制度に則った給付を行う。
	「食」の自立支援事業（22ページ再掲）	福祉課	配食サービス事業を社会福祉協議会に委託し実施。社会福祉協議会、在宅介護支援センターなどと連携し、サービス利用の手続きや安否確認などを行った。	継続	食事の提供をすると共に、利用者の安否確認を行う。

事務事業名	事業概要	所管	令和2年度実績・評価(課題)	方針	令和3年度の取り組み
交通安全施設整備事業 (14ページ再掲)	カーブミラーや転落防止柵設置など交通安全施設を整備することにより、道路通行時の交通安全及び交通事故防止対策を実施する。	建設課	地元要望及び危険箇所調査により、交通安全施設の整備を行った。	継続	道路事業と一体となった事業展開を検討する。
防犯灯整備事業 (8ページ再掲)	夜間照明を整備することにより、防犯、通行安全対策を図る。既存の防犯灯については、各行政区と連携し保守点検を行う。	環境防災課	各行政区と連携のもと、維持管理を行い、防犯上必要性が高いところについては、新設を行った。	継続	防犯灯維持管理への地域の関わりを高める。
道路新設改良事業 道路維持補修事業 (14ページ再掲)	地域の利用状況から特性を考慮し、安全で快適な道路整備に努める。また、適正な維持管理を行うことで、全ての利用者の安全確保に努める。 国・県道については、広域的なネットワークを構築させ、より安全で便利な通行空間を確保するため、継続して要望活動を行っている。	建設課	各種基準に基づき道路を整備することで、より安全な車両通行を可能とした。また、補助事業などを活用し歩道整備を行い、歩行者などの安全確保に努めた。 舗装の老朽化によるひび割れや地下埋設物を原因とする段差などの改修を行い、事故防止に努めた。	継続	幹線道路以外の生活道路についても、費用対効果などを検討しながら整備を行っていく。 国・県道の整備については、継続して要望など行っていく。 道路維持は、利用状況、天候など様々な要因により舗装劣化が進むため、点検、補修を行い適正な管理に努める。
都市公園維持管理業務 (14ページ再掲)	公園、緑地等を適正に維持管理することにより、町民の健康づくりや安らぎ・憩いの場を提供する。	都市計画課	公園内施設の修繕並びに遊具等の改築更新、また、樹木の剪定及び園地清掃等により安全で快適な空間づくりに努めた。	継続	安心安全なゆとりの空間を提供すべく、継続して適正な維持管理に努める。
すみよか事業「住宅改修事業」 (20ページ再掲)	在宅の要援護高齢者若しくは障がい者と又はこれらと同居する者に対して、高齢者などに配慮した住宅に改修するための資金を助成することにより在宅福祉の推進に資する。	福祉課	日常生活の自立支援を目的に、在宅の要援護高齢者などに対し住宅改修の支援ができるよう県への補助申請の事務を実施した。	継続	継続して実施する。
防災行政無線、ハザードマップ	行政情報の迅速な伝達及び災害に対する備えを図る。	環境防災課	防災行政無線の適正な維持管理及び運用を行った。 ハザードマップの周知、啓発を行った。	継続	防災行政無線の適切な維持管理及び運用を行う。
避難行動要援護者名簿整備事業 (20ページ再掲)	災害時に要援護者の迅速な安否確認及び日ごらの見守り活動を行うために、要援護者台帳への登録を行い、各関係機関で情報を共有する。	福祉課	民生委員などの協力により要援護者の把握に努めた。 ※台帳登録者数約290人	継続	民生委員と協力し、避難行動要支援者の確実な把握、制度の周知、情報の適時更新に努める。

事務事業名		事業概要	所管	令和2年度実績・評価(課題)	方針	令和3年度の取り組み
③ 保健・医療	生活習慣病の早期発見とその進行予防	特定健診・各種がん検診により、生活習慣病の発見と改善により、介護予防や健康寿命の延伸を図る。	健康課	町の集団健診を29回実施した。特定健診と各種がん検診を同時実施や土日の健診等、受診者の利便性に配慮した。また、完全予約制により、待ち時間の短縮に取り組んだ。集団健診会場で記念品を配布するなど、受診率向上に努めた。	継続	健診の必要性を周知啓発する。
	健康事業の環境整備 (23ページ再掲)	安全に配慮した健診会場づくりや、働く家族と共に受けやすい、土日の健診を実施するなど環境づくりを推進する。	健康課	土日の健診や団体健診、地区割健診の実施、web予約の導入など、受診しやすい環境づくりを推進した。また、完全予約制により、待ち時間の短縮に取り組んだ。	継続	よりスムーズに予約ができるように予約方法の周知に努める。
	重度障害者医療対策費	重度障がい者に対する医療費一部負担金を補助し、保健と福祉の向上を図る。	健康課	重度障がい者の保健と福祉の向上を図るため、医療費の一部負担金を補助した。	継続	4月から県の基準が改正されることに伴い、本町でも同等の補助を実施する。
	自立支援医療	心身の障がいの軽減や除去が可能な場合に必要な医療の給付を行うことにより負担の軽減を図り、日常生活上の支援を図る。	福祉課	障がい者の障がい軽減などのため、制度に該当する医療に対し支給決定を行い支援した。	継続	制度に則った給付を行う。
④ 体制情報提供・相談支援	支援情報の提供	障害者福祉の手引き、地域資源マップ、広報紙などで随時情報提供を行う。	福祉課	手引きを作成し、障がい者の手帳の新規交付時などに配布し、情報提供を行った。また、障がいの正しい理解のため12月の「障害者週間」など広報紙に記事を掲載した。	継続	窓口相談等を通じて随時情報提供を行う。
	相談支援事業	障がい者や家族などの介助者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援を行う。また、障がい者の権利擁護のための必要な援助を行う。	福祉課	社会福祉協議会へ委託している。豊富な知識と経験をもとに相談を受けている。福祉課でも相談を受けているが、必要に応じてサービスや関係機関の紹介をした。	継続	引き続き相談支援を行い必要な情報提供等を行う。
⑤ 教育・育成	特別支援教育支援員の配置	障がいのある児童生徒に対する、学校生活上の介助や支援を行う。	教育課	各学校に1～2人の支援員を配置し、児童生徒への介助や支援を行った。	継続	継続して、支援員を配置し支援を行う。
	関係機関の連携	早期療育・教育支援体制の充実を図るため、教育・療育・福祉・保健の各分野の連携による協力体制づくりを行う。	健康課 教育課 こども課 福祉課	就学時健診や就学指導・相談に際して、関係課が情報を共有し、協力体制を取った。 朝倉地区障害者等自立支援協議会こども部会等を通じ関係機関との連携を図っているが、今年度は新型コロナの影響で部会等の開催はできなかった。	継続 継続	関係課との情報共有、協力体制の構築を図る。 引き続き関係機関と連携を図る。
⑥ 雇用・就業	障害者自立支援給付事業 (地域生活支援事業・補装具を除く)	身体的又は社会的なりハビリテーションや就労につながる支援を行う。また、ハローワークなどとの連携を図り、自立支援に向けた就労支援に対する相談助言体制の充実を図る。	福祉課	サービス提供事業所や相談できる窓口の紹介をした。申請・聴き取り調査・審査会を経て適正にサービス支給決定を行った。	継続	法改正等に注視し、制度に則った給付を行う。
	就労支援の推進	地域活動支援センターへの助成を行い、創作・生産活動などの場の提供、社会との交流の機会を提供する。 また、ハローワークなどとの連携により、就労支援から就労後のフォローまで、一貫した相談助言体制の充実を図ると共に、相談支援事業の周知に努める。	福祉課	町内の地域活動支援センターに事業補助を行い、障がい者の日中活動、生産活動の場や社会との交流の場の提供を行った。 また、障害者就業・生活支援センターなど関係機関と連携して、就労に向けての支援をした。	継続	障害者就業・生活支援センター等と連携し、就労支援を推進する。

事務事業名	事業概要	所管	令和2年度実績・評価(課題)	方針	令和3年度の取り組み
⑦ 啓発活動の推進 障がい者に対する理解	障がいに関する啓発活動	福祉課	広報紙や健康福祉館内へポスター等を掲示して周知している。障がいの正しい理解のため12月の「障害者週間」など広報紙に記事を掲載し啓発を行った。	継続	障がいの正しい理解、啓発に努める。
		教育課	道徳科で共生について学習をするなど、障がい者に対する理解を深めた。	継続	総合的な学習の時間における体験活動等を引き続き実施し、人権感覚、意識の向上につとめる。
	障害者週間の広報	福祉課	広報紙や健康福祉館内へポスター等を掲示して周知している。障がいの正しい理解のため12月の障害者週間など広報紙に記事を掲載し啓発を行った。	継続	広報紙により障がいの正しい理解、啓発に努める。
⑧ 福祉教育や地域における	特別支援教育支援員の配置 (27ページ再掲)	教育課	各学校に1～2人の支援員を配置し、児童生徒への介助や支援を行った。	継続	継続して、支援員を配置し支援を行う。
	各種講座などの開催	福祉課	小学生の福祉館訪問などの機会を通して、障がいの正しい理解のための説明を行った。	継続	小学生の福祉館訪問等の機会を通じて障がいの正しい理解、啓発を行う。
	体験学習	福祉課	小学生の福祉館訪問などの機会を通して、障がいの正しい理解のための説明を行った。	継続	小学生の福祉館訪問等の機会を通じて障がいの正しい理解、啓発を行う。
⑨ 地域参画・生きがいづくり	コミュニケーション支援事業 移動支援事業など	福祉課	障がい者交流、情報交換促進により福祉向上をはかるため障がい関係団体へ活動助成を行った。障がい者社会参加のため、コミュニケーションや移動支援事業を行った。	継続	継続して事業を実施し、社会参加促進に努める。
	交流・ふれあいの場の充実	福祉課	障がい者交流、情報交換促進により福祉向上をはかるため障がい関係団体へ活動助成を行った。	継続	団体への支援を継続し、交流促進する。
	甘木鉄道支援事業 (21ページ再掲)	企画課	甘木鉄道が、安全運行ができ、安定的な運営ができるよう支援を実施した。	継続	老朽化している施設の整備・更新が計画的に進められ、安全な運行が確保されるよう支援する。
	移動支援事業	福祉課	法に基づき支給決定し、サービス提供した。	継続	地域生活支援事業のため、財政負担が大きい公平公正な提供に努める。
	ボランティア地域福祉団体育成 助成事業	福祉課	身体障害者福祉協会等への助成を通じて、地域福祉団体の活動を支援した。	継続	継続して事業を実施し、団体等の支援に努める。

7 外国人の問題

【施策の方向性】

多国籍化や多民族化が進展する現在、外国人との相互理解、友好関係を築くとともにお互いに個性を尊重し合い、訪れる外国人が楽しく過ごせ、また、滞在する外国人が安心して快適に生活できるまちづくりのため、次のような施策を推進します。

課題目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 相互理解の促進と人権教育・啓発の推進             <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 町民への学習機会の提供や啓発の推進</li> <li>(イ) 日本語や日本の文化を理解する学習機会や情報の提供</li> <li>(ウ) 就学前教育・学校教育・社会教育における国際理解教育の推進</li> <li>(エ) 学校教育における異文化教育の支援</li> <li>(オ) 社会教育の場における自主活動の推進</li> </ul> </li> <li>② 生活環境の充実             <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 日常生活に必要な情報が得られる相談窓口の紹介</li> <li>(イ) 外国語による情報提供の推進</li> <li>(ウ) 企業、関係機関、民間団体との連携による相談・支援体制の整備</li> </ul> </li> <li>③ 民間団体などとの協働             <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 住民ボランティアの育成と活用</li> <li>(イ) 民間交流団体などの活動支援</li> </ul> </li> <li>④ 就労・雇用の促進             <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 就職情報提供と支援</li> </ul> </li> </ul>
------	---

《課題目標を達成するため実施する事業》

事務事業名	事業概要	所管	令和2年度 実績・評価 (課題)	方針	令和3年度の取り組み	
① 相互理解の促進と人権教育・啓発の推進	外国語指導助手 (ALT) 事業	小学校から外国人指導助手による授業を実施し、生の英語に親しむことにより国際理解を図る。	教育課	小学3年生以上の児童生徒に、1週間に1日はALTによる授業を実施した。	継続	5名のALTを各学校に配置し、外国語によるコミュニケーション能力の向上を図る。
	社会科の学習の充実	社会科の授業を通して、異なる歴史、文化、宗教、生活習慣の知識を深める。	教育課	学習指導要領に基づいた適切な指導を行った。	継続	学習指導要領に基づき、年間指導計画を作成し、指導を実施する。
	自主活動グループの支援	外国語学習サークルなどの活動を支援する。	生涯学習課	外国語学習サークル受講生募集を呼びかけるために、講師やサークル代表者に確認し、公民館成人講座の受講生募集チラシ内に掲載した。	継続	活動状況を確認しながら、継続して支援を行う。

事務事業名	事業概要	所管	令和2年度実績・評価(課題)	方針	令和3年度の取り組み	
②生活環境の充実	相談窓口紹介	財団法人作成の相談窓口に関するガイドブックやパンフレット及びNPO法人作成の相談窓口紹介カードを積極的に活用する。	住民課	パンフレットなどを窓口配置し、情報提供を行った。また、他課からの問い合わせに対して、相談窓口の紹介を行った。	継続	情報や資料の収集に努め、積極的に活用を行う。
	母子健康手帳の交付	対応可能な外国語版の母子健康手帳を希望の妊婦には交付する。	健康課	外国語版母子手帳を準備しており、希望者に交付した。	継続	今後も希望者に対し、外国語母子手帳の交付を行う。
	資料収集	外国語のパンフレットなどを収集し、情報提供に努める。	住民課	外国語の公的手続きや生活ガイドの説明書を窓口配置し、情報提供に努めた。	継続	多種の外国語に対応するパンフレットを収集する。
③の民間協働団体など	住民ボランティア及び国際交流団体の育成・支援	NPO法人などと連携し、情報の共有化に努める。	企画課	令和3年1月末現在のボランティア団体登録数は18団体(209人)、個人登録者数は41人である。ボランティア活動への関心を広め、理解を深めてもらうため、町内の小学校・中学校に対し福祉教育を行った。	継続	福祉ボランティア以外のボランティアとも情報の共有化に努める。
④の促進・雇用	関係機関との連携	ハローワークと連携し、情報提供に努める。	農林商工課	求人情報について、チラシの配架やホームページ掲載を行った。	継続	今後も求人情報の周知を行う。



8 A I D S (エイズ)・H I V感染者・ハンセン病患者などの問題

【施策の方向性】

A I D Sに対する正しい知識の普及と差別や偏見をなくすため、生命の尊厳や人権尊重を基盤としたA I D S教育の推進に努めていきます。A I D S患者・H I V感染者が不当な取り扱いを受けることがないように、正しい知識の普及と啓発の推進に努めていきます。

ハンセン病に対する理解は、病気に対する正しい知識と理解、隔離政策下におかれた療養所の歴史、今の状況を知り考えていくことです。ハンセン病患者やハンセン病回復者が不当な差別を受けることがないように、正しい知識の普及と啓発の充実に努めていきます。

課題目標	① 教育・啓発活動の推進 (ア) A I D S・H I V感染症・ハンセン病に関する啓発の推進 (イ) 学校・地域におけるA I D S教育の充実 (ウ) 関係機関との連携 ② 患者などの人権に配慮した相談・支援体制などの整備 (ア) プライバシーの保護の徹底 (イ) A I D S・H I V感染症・ハンセン病に関する相談・支援体制の充実
------	--

《課題目標を達成するため実施する事業》

事務事業名		事業概要	所管	令和2年度 実績・評価 (課題)		令和3年度の取り組み
① 教育・啓発活動の推進	健康教育・情報提供	読みやすい物・外国語版などの資料を収集準備し、無料検査や相談窓口なども合わせて情報提供を行う。 広報紙やホームページを活用し、啓発活動を行い、いつでも情報が手に入るようにする。 地域で行われる健康講座などにおいて、広く情報提供を行う。	健康課	広報紙掲載や窓口にリーフレットを設置した。	継続	広く情報を集め、周知していく。
	社会科の学習の充実	中学校社会科の授業を通して、A I D S・H I V感染症・ハンセン病に対する正しい知識と理解を深める。	教育課	社会科に限らず、保健体育科等においても取り扱い、年間指導計画に位置付け、実施した。	継続	様々な人権尊重の取組に関心を持ち、自分にできることは何かを考える場を位置付ける。
	情報交換	県の相談窓口や県機関からの情報を、庁内関連部署（健康課・教育課・こども課）と共有し、情報交換できるよう連携する。	健康課	リーフレットを窓口に設置し、情報提供を行った。 必要な情報は関係部署と情報共有した。	継続	情報収集に努め、関係部署との連携を図る。
② 相談・患者などの人権に配慮した支援体制の整備	プライバシーの保護	プライバシーの保護を徹底する。	健康課	プライバシーの保護には細心の注意を払った。	継続	相談等の際には、プライバシーの保護を徹底する。
	健康相談	プライバシーを最大限保護し相談を受け、専門相談窓口や検査機関の紹介を行い、関連機関との連携を図る。	健康課	医療機関などの情報提供ができるよう情報収集に努めた。	継続	相談等の際には、プライバシーの保護を徹底する。

## 9 その他の人権問題

## 【施策の方向性】

様々な人権問題の多くは、そのことについて正しく知らないという無知、無理解から起きています。それぞれの人権問題が抱える課題に応じた施策と人権教育・啓発を行うことが必要です。

課題目標	① 教育・啓発活動の推進 (ア) 様々な人権に関する啓発の推進 (イ) I T学習会や情報教育などの推進 (ウ) 関係機関との連携 ② 人権に配慮した相談・支援体制などの整備 (ア) プライバシーの保護の徹底 (イ) 様々な人権に関する相談・支援体制の充実
------	--

## 《課題目標を達成するため実施する事業》

事務事業名		事業概要	所管	令和2年度 実績・評価(課題)	方針	令和3年度の取り組み
① 教育・啓発活動の推進	大刀洗平和記念館事業	大刀洗が経験した戦争の史実を伝え、この地で起きたことを風化させず、次世代に伝える。	企画課	新型コロナの影響により、大幅に取り組みが制約された。朗読の回数の縮小・戦跡フィールドワークの休止や企画展・講演会延期など。制約がある中で、町平和事業として大刀洗飛行場の歴史、平和の大切さ、命の尊さを訴えた。遠方への修学旅行が制限された影響で、県内の初来館の学校数、生徒数共に増加した。	継続	新型コロナ感染拡大防止を念頭に置きながら、引続き記念館の各取組みを通じて、平和への情報発信を行う。
	小・中学校におけるI C T教育	児童生徒のコンピューター授業を通して、人権侵害をしないためのインターネット利用上のルールを学習する。	教育課	児童生徒のコンピューターを活用した授業や「保護者と学ぶ児童生徒の規範意識育成事業」を活用し、ネットモラル教育について指導した。	継続	学校や児童生徒の実態に応じて教育活動全体で情報モラルの指導を充実させる。
	小・中学校におけるL G B Tに対する啓発	児童生徒に対して多様な性に関する理解を深める学習を行うと共に、保護者についても講演会等を通して理解を図る。	教育課	L G B Tに関する教職員の確かな認識と十分な対応ができるよう指導した。また、小中学校においては通知文等を踏まえた研修会等の実施が進んだ。	継続	あらゆる機会を通して啓発をすすめる。
	町民に対するL G B Tに関する啓発	全町民に対して多様な性に関する理解を深める啓発を行う。	人権・同和对策室	広報紙による啓発を行った。	継続	引き続き、L G B Tに関する理解を深めるため、啓発を行っていく。
	教養・趣味講座の開設	各種公民館講座を実施し、人間性向上及び人格形成の推進を図る。	生涯学習課	「つどう」「まなぶ」「つながる」ことを目的に、教養の向上、健康の増進、生活文化の振興等、様々な公民館講座を実施した。住民ニーズを考え、学習の機会を広く提供できるよう努めた。	継続	公民館講座を受講することにより、趣味・教養の向上だけでなく、地域内で活躍できる人材育成につなげていく。

	事務事業名	事業概要	所管	令和2年度 実績・評価（課題）	方針	令和3年度の取り組み
② 体 制 な ど の 配 慮 し た 相 談 ・ 支 援	プライバシーの 保護の徹底	プライバシーの保護を徹底する。	全課	他課との密な連携や情報の共有化を図るなか、個人情報保護条例に則り、個人情報の保護に努めるなどプライバシーの保護を徹底した。	継続	研修等で個人情報保護の重要性を再確認し、プライバシーの保護に努める。
	消費者行政・消費 生活相談事業	消費生活相談センターを設置し、専門知識を習得した相談員を配置する。	農林商工課	消費生活センターに専門相談員を配置し、週4日の相談事務を行った。相談員を研修などに参加させることで、人材育成に努めた。民生委員会や配食サービスへ資料を配布し、啓発を行った。若年者に対し資料の配布を行った。	継続	令和4年4月から成年年齢引き下げが施行されることから、特に若年者層への啓発に力をいれていく。

## 体 系

1 人権全般に関する問題	
2 同和問題	①啓発の推進 ②教育の推進
3 女性の問題	①男女平等意識の形成 ②女性の人権が尊重される社会づくり ③家庭、地域、職場（事業者）における男女共同参画の推進 ④男女共同参画を推進する社会システムの構築
4 子どもの問題	①子どもの人権が尊重されるまちづくり ②子育て支援に関する環境づくり ③豊かな人間性が育つ地域づくり
5 高齢者の問題	①暮らしやすい環境整備 ②社会参加の推進 ③介護保険制度の充実 ④生活支援体制の整備・充実 ⑤保険、年金制度の周知及び啓発
6 障がい者の問題	①地域生活支援及びサービスの提供 ②生活環境の整備 ③保健・医療 ④情報提供・相談支援体制 ⑤教育・育成 ⑥雇用・就業 ⑦障がい者に対する理解・啓発活動の推進 ⑧学校や地域における福祉教育の充実 ⑨地域参画・生きがいづくり
7 外国人の問題	①相互理解の促進と人権教育・啓発の推進 ②生活環境の充実 ③民間団体などとの協働 ④就労・雇用の促進
8 AIDS（エイズ）・HIV感染者・ハンセン病患者などの問題	①教育・啓発活動の推進 ②患者などの人権に配慮した相談・支援体制などの整備
9 その他の人権問題	①教育・啓発活動の推進 ②人権に配慮した相談・支援体制などの整備